

下田市立下田中学校PTA会則案比較表

下田市立下田中学校PTA会則案	備考	稲梓中学校PTA会則	稲生沢中学校PTA会則	下田東中学校PTA規約	下田中学校 父母と教師の会規約
<p>第1章 総則 (名称) 第1条 本会は、「下田市立下田中学校PTA」と称し、事務局を下田市立下田中学校に置く。 (目的) 第2条 本会は、保護者と教職員が連携して本校の教育振興に寄与するとともに、健全な育成を図ることを目的とする。 (事業) 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。 (1) 生徒の福祉の増進と心身の健全な育成に必要な活動 (2) 会員相互の交流、研修と広報活動 (3) 教育環境の整備と拡充 (4) 地域社会との協力活動と本会育成のために必要な事業 (5) その他、本会の目的達成に必要な事業(方針) 第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次に掲げる方針に従って活動する。 (1) 生徒の教育と福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。 (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利や非教育的行為に利用されない。 (3) 学校の管理や教員の人事に干渉しない。 (4) 国と地方教育団体の教育予算の適正と充実のために協力する。</p>	<p>第1章は総則として、名称、目的、事業、方針について、規定しています。  【名称】 新中学校名の「下田市立下田中学校」と規定。  【目的、事業、方針】 現在の4中学校の規定を参考にそれぞれ規定。</p>	<p>第1章 名称 第1条 本会は静岡県下田市立稲梓中学校PTAと称し、事務局を下田市立稲梓中学校内に置く。</p>	<p>(名称と事務局) 第1条 本会は静岡県下田市立稲生沢中学校PTAと称し、事務局を同校に置く。</p>	<p>第1章 名称及び事務局 第1条 本会は下田市立下田東中学校PTAと称し、事務局を下田東中学校におく。</p>	<p>第1条 本会は、下田中学校父母と教師の会と称し、事務局を開校に置く。</p>
		<p>第2章 目的 第2条 本会は下記の事項の達成を目的とする。 (1) 学校・家庭・社会の積極的な協力を通じ、生徒の福祉を増進する。 (2) 民主的な教育に対する理解を求め、新しい教育制度に対して全面的に協力する。 (3) 家庭生活及び社会生活の水準を高め、民主的な社会人としての教養の向上を図るため、会員に対して成人教育を盛んにする。 (4) 家庭と学校の間を一層緊密にし、進んで一般社会の協力を得て、生徒の訓育並びに心身の健全な育成に努める。 (5) 生徒の補導保護並びに福祉に関する法律の実施に努め、公費による適正な指示を確保することに協力する。 (6) この地区における文化の向上を図る。</p>	<p>(目的) 第2条 本会の目的は次の通りとする。 (1) 家庭と学校の間を緊密にして生徒の教育と福祉を増進する。 (2) 会員相互の教養の向上を図る。 (3) 校外における生徒の補導と生活環境の整備を図る。 (4) 学校の教育施設の整備充実協力する。</p>	<p>第2章 目的 第2条 本会は、生徒の幸福と健全な成長発展のために父母と教師が緊密に連絡を保ち家庭と学校と社会が一体となって民主教育の円満な遂行を期することを目的とする。 第3章 事業 第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。 ・家庭教育の振興と社会環境の教育化。 ・父母相互間ならびに教師との懇談。 ・教育振興のための諸施策の遂行。 ・その他本会の目的達成のための事業。</p>	<p>第2条 本会は、生徒の福祉増進をはかるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。 前項の目的達成のため、次の事業を行う。 (1) 生徒の福祉の増進と心身の健全な育成に必要な活動 (2) 会員相互の交流、研修と広報活動 (3) 教育環境の整備と拡充 (4) 地域社会との協力活動と、この会の育成に必要な事業 (5) その他、本会の目的達成に必要な事業</p>
		<p>第3章 方針 第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。 第4条 本会は学校の管理や教員の人事に干渉することはない。 第5条 本会関係以外の一般選挙における候補者の推薦及び選挙活動又は政治活動はしない。 第6条 本会は特定の政党・宗教団体又は個</p>	<p>(方針) 第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。 第4条 本会は学校の管理や教員の人事には干渉しない。 第5条 本会は営利的事業や宗教的又は政治的活動は行わない。 第6条 本会は生徒の福祉のために活動する社会的諸団体又は機関と協力する。</p>		<p>第3条 本会は、教員人事の干渉や政治活動はしない。</p>

下田市立下田中学校PTA会則案比較表

下田市立下田中学校PTA会則案	備考	稲梓中学校PTA会則	稲生沢中学校PTA会則	下田東中学校PTA規約	下田中学校 父母と教師の会規約
		人のために活動することはない。 第7条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的団体と協力する。	第7条 国と地方教育団体の教育予算の適正と充実のために協力する。		
<p>第2章 組織 (会員)</p> <p>第5条 本会の会員は次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) 生徒の保護者 (2) 学校の教職員 (3) その他、本会の趣旨に賛同する者 (部及び支部)</p> <p>第6条 本会に、次に掲げる部及び地区支部を置く。</p> <p>(1) 本部 (2) 専門部 ア 広報連絡部 イ 教養向上部 ウ 生活指導部 エ 施設向上部</p> <p>(3) 学年部 ア 1年部 イ 2年部 ウ 3年部</p> <p>(4) 地区支部 ア 稲梓地区支部 イ 稲生沢地区支部 ウ 下田地区支部 エ 浜崎地区支部 オ 朝日・大賀茂地区支部 カ 白浜地区支部</p>	<p>第2章は組織として、会員、部及び支部について規定しています。</p> <p>【会員】 保護者、教職員、その他賛同する者を会員として規定。</p> <p>【部及び支部】 現在の4中学校の規定を参考に、本部、4つの専門部、学年部、市内6地区に分けた地区支部を設置。</p> <p>⇒地区支部については、現在の4中学校区にすること等、様々な考え方があり、今後の検討事項としたい。</p>	<p>第4章 会員</p> <p>第8条 本会会員は次の各項の該当者である。</p> <p>(1) 本校在学生の父母、もしくは保護者及び現職の本校職員 (2) 地区内居住者で本会の趣旨に賛同し本会に入会を申し込んだもの。</p>	<p>(会員)</p> <p>第8条 本会の会員は次の各項の該当者とする。</p> <p>(1) 生徒の保護者 (2) 学校の教職員 (3) その他の本会の趣旨に賛同するもの</p>	<p>第4章 組織</p> <p>第4条 本会は次の会員をもって組織する。</p> <p>・普通会員—本校在学生の父母(保護者)及び職員。 ・特別会員—普通会員以外のもので、本会の目的に賛同し協力しようとする者。</p> <p>第5条 役員の選出方法並びに任務は次のとおりとする。</p> <p>1. 会長 1名 会長は、本会を代表し、会議を召集し会務を総理する。 <del>役員選考委員会において選考し、各地区会において承認を得る。</del></p> <p>2. 副会長 3名 会長を補佐し、会長事故ある時はその代理をする。 <del>役員選考委員会において選考し、各地区会において承認を得る。</del></p> <p>3. 地区長 6名 各地区(須崎、柿崎、外浦、原田、長田、板戸)より1名ずつ選出し、地区会を召集する。</p> <p>4. 学級委員 若干名 各学級会員より選出し、学級担任と学級委員会を構成する。</p> <p>5. 事務局長 本校の教頭は事務局長に就任し、会務の処理に当たる。</p> <p>6. 書記 若干名 運営委員会にて選出し、総会並びに運営委員会他の議事を記録する。</p> <p>7. 会計 若干名 運営委員会にて選出し、資金を保管し、収支会計を記録する。</p> <p>8. 監事 2名 運営委満会にて選出し、本会の会計並びに事業の執行を監査する。</p> <p>9. 顧問 1名 本校の校長は顧問に就任し、会の相談にのる。 * 役員の任期は1年とし重任は妨げない。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>第4条 本会の会員は、生徒の両親若しくは保護者、本校の教職員及び本会の趣旨に賛同する者とする。</p>
	※第4章会計として規定しています。	<p>第5章 会計</p> <p>第9条 本会の経費は会員の会費及び寄附金等を持って支弁する。会費の額及び資金獲得の方法は常任委員会で決定し総会の承認を得るものとする。</p> <p>第10条 会費は子弟の数に関係なく、その世帯を単位にして負担する。</p> <p>第11条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。</p> <p>第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。</p>	<p>(会計)</p> <p>第9条 本会の経費は事業収益及び自発的な寄付金で支弁する。会費の変更については総会で決定し、資金獲得計画又は寄付金を求める場合は運営委員会で決定することができる。</p> <p>第10条 本会の会費は1会員月額300円とする。</p> <p>第11条 本会の資産は第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。</p> <p>第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。</p>	<p>第6章 会計</p> <p>第7条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。</p> <p>第8条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってあてる。</p> <p>第9条 本会の予算・決算は、運営委員会の決議を経て総会の承認を得る。</p> <p>第10条 本会の会費は、月額200円とし、5月に1年分を一括して納入するものとする。</p>	<p>第5条 本会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。会費の額及び資金獲得方法を決定する場合は、総会において承認を得なければならない。</p> <p>第6条 会費は一家庭月額400円とする。</p> <p>第7条 会費の納入は、半期毎若しくは全納することもできる。</p> <p>第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

下田市立下田中学校PTA会則案比較表

下田市立下田中学校PTA会則案	備 考	稲梓中学校PTA会則	稲生沢中学校PTA会則	下田東中学校PTA規約	下田中学校 父母と教師の会規約
<p>第3章 役員 (役員) 第7条 本会に次に掲げる役員を置き、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 書記 1名 (4) 会計 2名 (5) 顧問 1名 (6) 専門部長 4名 (7) 学年部長 3名 (8) 地区支部長 6名 (9) 事務局長 1名 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。 4 書記は、会議の議事を記録し、庶務を処理する。 5 会計は、会計事務を掌る。 6 顧問は、会長の諮問に応じ、会務運営に参与する。 7 専門部長は、各部の事業の立案実施にあたる。 8 学年部長は、学年部を代表し、学年の事業の立案実施にあたる。 9 地区支部長は、地区支部を代表し、本会との連絡調整及び地区支部独自の事業の立案実施にあたる。 10 事務局長は、会務の処理にあたる。 (役員選出) 第8条 役員選出は次に掲げる方法で選出する。 (1) 会長及び副会長は、推薦委員会で推薦された候補者の中から、会員の信任投票により投票総数の過半数をもって選出する。 (2) 推薦委員会は第6条第1項第4号に掲げる各地区支部1名をもって組織する。 (3) 候補者については、予め本人の同意を得なければならない。 (4) 書記は、会長が委嘱する。 (5) 会計2名のうち1名は、会長が第5条第1項第1号の会員より委嘱し、もう1名は学校長が第5条第1項第2号の会員より委嘱する。 (6) 顧問は、学校長をもって充てる。 (7) 専門部長及び学年部長は、推薦委員会で推薦された候補者の中から選出する。 (8) 地区支部長は、第6条第1項第4号に掲げる各地区支部から1名選出する。 (9) 事務局長は、教頭をもって充てる。</p>	<p>第3章は役員として、役員、役員選出について、規定しています。  【役員】 会長、副会長を現在の4中学校ごとで配分することを想定し、会長1名、副会長3名と設定。書記1名、会計は現在の4中学校を参考に2名と設定。 顧問は1名と設定。 専門部長は4つの専門部により4名、学年部長は各学年部により3名、地区支部長は6地区により6名、事務局長は1名と設定。 第2項から第10項にそれぞれの役員の責務を規定。  【役員選出】 会長及び副会長は、推薦委員会から推薦された候補者の中から、会員の信任投票総数の過半数をもって選出(候補者については本人の同意必要)。 書記、会計(うち1名は校長が教職員委嘱)は会長が委嘱する。 顧問は学校長をもって充てる。 専門部長及び学年部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から選出。 地区支部長は各地区支部から1名選出する。 役員選出の推薦委員会方式については、現稲生沢中を参考に規定。 事務局長は教頭をもって充てる。</p>	<p>第6章 役員及びその選挙 第13条 本会の役員は次の通りである。 (1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 書記1名 (4) 会計1名 役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。 第14条 役員選挙及び就任は下の方法による。 (1) 会長、副会長は常任委員で推薦し、総会において承認する。 (2) 書記、会計は会長の指名とする。 (3) 役員改選は3月末日までに行うことを原則とする。 (4) 役員就任は年度始めにおいて行われる。</p>	<p>(役員) 第13条 本会の役員は次の通りである。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 書記 2名 (4) 会計 2名 (5) 顧問 若干名 第14条 役員は次の方法で選出する。 (1) 会長・副会長は、候補者推薦委員会で推薦された候補者の中から、会員の信任投票により投票総数の過半数を持って選出する。ただし副会長1名は教頭とする。 (2) 候補者推薦委員会は各支部1名をもって組織する。ただ運営委員をもって兼ねることができる。 (3) 候補者については氏名発表前に予め本人の同意を得なければならない。 (4) 書記2名は、会長が委嘱する。 (5) 会計2名のうち1名は、会長が保護者会員より委嘱し、もう1名は学校長が職員の中から委嘱する。 (6) 委員会の運営については細則による。</p>		<p>第9条 本会の役員は、会長1人、副会長3人以内、書記1人、会計1人とし、役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。 第10条 (1) 役員は、推薦委員会で推薦された候補者の中から年度末の地区会で承認を得て選出する。 (2) 推薦委員会の構成は、学年代表9人、運営委員会代表5人、学校代表2人とする。学年代表は各学年で委嘱する。ただし、朝日地区は朝日地区の運営委員で推薦委員を委嘱するが、学年代表、運営委員会代表と兼任できる。 役員任期は次のとおりである。 (3) 会長は、本会を代表し、総会及び運営委員会を総括する。 (4) 副会長は、会長を補佐し会長不在のときはその代理を務める。 (5) 書記は、庶務を処理する。 (6) 会計は、会計事務をつかさどる。</p>
		<p>第7章 役員資格及び任務 第15条 第4章に規定する会員は選挙されることができる。 第16条 役員任務は次の通りとする。 (1) 会長は会務を掌握し、総会及び承認委員会、運営委員会を司会し本会を代表する。</p>	<p>(役員任務と任期) 第15条 役員任務は次のとおりである。 (1) 会長は総会及び運営委員会を召集司会し、本会を代表する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。 (3) 書記は総会、運営委員会の議事を記録</p>		

下田市立下田中学校PTA会則案比較表

下田市立下田中学校PTA会則案	備 考	稲梓中学校PTA会則	稲生沢中学校PTA会則	下田東中学校PTA規約	下田中学校 父母と教師の会規約
		(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をなす。 (3) 書記は庶務を掌り、総会及び各委員会の議事を記録する。 (4) 会計は会計事務を掌る。	し、会務の処理をする。 (4) 会計は会計事務を処理し、会計監査を全て総会に報告する。 (5) 顧問は必要に応じて援助、指導を行う。 第16条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。補欠で就任した者の任期はその残留期間とする。 第17条 本会は常勤顧問、非常勤顧問を置くことができる。常勤顧問は校長、非常勤顧問は前会長がこれにあたる。任期は後任会長の任期期間中とする。		
		第8章 顧問 第17条 顧問は常任委員会の推薦により総会が決定する。 第18条 顧問の任務は本会の規則、運営について意見を述べ、かつ会長の諮問に応じる。			
第4章 会計 (経費) 第9条 本会の経費は、事業収益及び自発的な寄付金で支弁する。会費の変更については総会で決定し、資金獲得計画又は寄付金を求める場合は運営委員会で決定することができる。 (会費) 第10条 会費の納入は一家庭月額400円とし、半期毎若しくは全納することもできる。 (資産の使用) 第11条 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。 (会計年度) 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。	第4章は会計として、経費、会費、資産の使用、会計年度について、規定しています。  【経費】 現在の4中学校の規定を参考に、経費について規定。  【会費】 会費の設定は、現下田中を参考に規定。  【資産の使用、会計年度】 現在の4中学校の規定を参考に規定。				
第5章 会議 (会議) 第13条 本会の目的を達成するための会議は、次に掲げるものとする。 (1) 総会 ア 総会は、本会の最高決議機関であり、年1回開催し、必要に応じて随時開くことができる。 イ 総会は、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算の決定、役員を選出、会則の改正、その他重要議案を審議決定する。 ウ 総会の日時、場所及び議題は、予め会員に通知し、総会の定数は会員の3分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。 エ 委任状はこれを認める。 (2) 本部会 ア 本部会は、第7条第1項第1号から第5号及び第9号に掲げる役員をもって構成する。 イ 本部会は、必要に応じて会長が招集し、会務を審議処理する。 (3) 運営委員会 ア 運営委員会は、第7条第1項に掲げる	第5章は会議として、会議について、規定しています。  【会議】 総会、本部会、運営委員会、専門部会、学年部会、地区支部会について、現4中学校の規定を参考に規定。 推薦委員会方式については、現稲生沢中を参考に規定。	第9章 会合 第19条 総会は本会の最高決議機関である。 第20条 総会は原則として4月に開くものとする。但し必要に応じて臨時総会をもつことができる。運営委員会、各種委員会の集会及び学級、地区の集会は随時開催する。 第21条 総会の日時、場所及び議題は3日前までに通知する。 第22条 総会において会務を処理する定足数は会員の3分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。	(総会) 第18条 総会は原則として年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。 第19条 総会は決算の承認、予算の決定、事業計画、役員を選出、会則の改正、その他重要議案を審議決定する。 第20条 総会の定足数は会員の3分の1以上とし、議決は出席者の過半数を必要とする。	第5章 会議 第6条 本会の目的を達成するための会議は、次のとおりとする。なお会議はそれぞれの会員の2分の1以上の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数をもってしなければならない。 1. 総会 総会は、定期総会を4月に行う。ただし、運営委員会が必要と認めた場合及び会員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開くことができる。なお総会は次に掲げる事項を決定する。 ・決算並びに事業報告 ・予算並びに事業計画案 ・その他必要な事項(第3章に係ること) 2. 運営委員会 運営委員会は、会長、副会長、地区長、運営委員、事務局長書記、会計、顧問をもって組織し、本会の企画運営にあたる。なお監事及び会長が必要と認めた者は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし議決に加わることはできない。 3. 学級委員会 学級委員会は、学級会員中より選出の学級委員と学級担任とで構成し、学級会員の相互	第11条 総会は本会の最高機関であり、重要事項を協議決定する。年1回開催し、必要に応じて随時開くことができる。 第12条 総会の日時、場所及び議題はあらかじめ通知し、総会の定数は会員の3分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。委任状はこれを認める。 第13条 委員会は運営委員会、常任委員会の2委員会を置く。 第14条 運営委員会は本会の役員、委員会の委員長、各学年代表1人、地区代表(下田12人以内、吉佐美・田牛2人以内、大賀茂2人以内)及び学校代表3人によって構成される。 第15条 常任委員会には、広報委員会、会員委員会、校外生活指導委員会、部活動委員会を置く。 第16条 会計監査委員2人は、年度末の地区会で承認を得て選出する。任期は1年とする。 第17条 常任委員会の委員長と学年代表は推薦委員会で推薦された候補者の中から選出し、年度末の地区会において、承認を得る。また、地区会では地区代表委員を選出する。

下田市立下田中学校PTA会則案比較表

下田市立下田中学校PTA会則案	備 考	稲梓中学校PTA会則	稲生沢中学校PTA会則	下田東中学校PTA規約	下田中学校 父母と教師の会規約
<p>役員をもって構成する。</p> <p>イ 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、必要に応じて会長が招集し、総会に附議すべき事項その他重要事案を審議処理する。</p> <p>(4) 専門部会</p> <p>ア 広報連絡部会</p> <p>(ア) 広報連絡部会は、各学級より第5条第1項第1号に掲げる会員1名をもって構成し、部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。</p> <p>(イ) 広報連絡部会は、機関誌の編集発刊にあたり活動の浸透に努める。</p> <p>イ 教養向上部会</p> <p>(ア) 教養向上部会は、各学級より第5条第1項第1号に掲げる会員1名をもって構成し、部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。</p> <p>(イ) 教養向上部会は、成人教育の一環として会員相互の教養の向上を図る。</p> <p>ウ 生活指導部会</p> <p>(ア) 生徒指導部会は、地区副支部長をもって構成し、部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。</p> <p>(イ) 生活指導部会は、校内外における生徒の生活指導及び健全育成に努める。</p> <p>エ 施設向上部会</p> <p>(ア) 施設向上部会は、地区副支部長をもって構成し、部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。</p> <p>(イ) 施設向上部会は、教育施設の整備充実及び生徒の福祉厚生に努める。</p> <p>(5) 学年部会</p> <p>ア 学年部会は、各学級より第5条第1項第1号に掲げる会員1名をもって構成し、学年ごとに部長1名、副部長1名を置く。部長は推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出し、副部長は互選により会長が委嘱する。</p> <p>イ 学年部会は、学年、学級懇談会等を開催し、学年学級間の調整を図る。</p> <p>(6) 地区支部会</p> <p>ア 地区支部会は、第6条第1項第4号に掲げる各地区支部ごとに、第5条第1項第1号に掲げる会員をもって構成し、地区支部長1名、地区副支部長2名を選出する。</p> <p>イ 地区支部会は、本会との連絡調整及び地区支部独自の活動立案実施に努める。</p>				<p>研究及び共通問題につき協議する。</p> <p>4. 地区会 地区長は、各地区（須崎、柿崎、外浦、原田、長田、板戸）にて地区会を開催し、本会の目的を達成するための事業を行う。</p> <p>5. 監査会 監事は監査会を設け、本会の会計並びに事業の執行を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。</p> <p>6. 役員選考会 役員を選考は、各地区会に依頼し、次年度の会長・副会長の選考を行い運営委員会に報告し、承認を得る。</p> <p>7. 特別委員会 特別の目的を遂行するために設けることができる。</p>	<p>第18条 運営委員会は各種委員会の連絡を図り、緊急やむをえない場合は決議権を持つことができる。</p> <p>第19条 広報委員会は、会員への広報活動に努め、広報紙「大地」の編集を行う。</p> <p>第20条 会員委員会は、主として会員の教養を高めることに努め、会員相互の親睦をはかる行事などを進める。</p> <p>第21条 校外生活指導委員会は、校外における生徒の生活指導及び補導に協力し、あわせて交通安全に努める。</p> <p>第22条 部活動委員会は、生徒の部活動の発展に寄与する。</p>
<p>第6章 特別委員会 (特別委員会)</p> <p>第14条 本会には必要に応じ特別委員会を</p>	<p>第6章は、特別委員会について、規定しています。</p>	<p>第10章 委員会の設置</p> <p>第23条 委員会は常任委員会、運営委員会及び会計監査委員会とする。</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第21条 運営委員会は本会の役員、支部長(副支部長)、専門委員長及び学年PTA</p>		

下田市立下田中学校PTA会則案比較表

下田市立下田中学校PTA会則案	備 考	稲穂中学校PTA会則	稲生沢中学校PTA会則	下田東中学校PTA規約	下田中学校 父母と教師の会規約
<p>設置することができる。特別委員会の委員は会長が委嘱し、事業計画は総会に諮るものとする。</p>	<p>【特別委員会】 現4中学校の規定を参考に特別委員会を1条にまとめて規定。</p>	<p>第24条 常任委員会は会長、副会長及び教職員側2名と下記通学区分に出選された委員により構成する。 (1) 各地区の委員は原則として2名とし、地区の会員数が7名以下になった時は1名、21名以上の時は3名とする。但し、地区会員が1名となった場合は、運営に支障がないように、その都度、常任委員会にて判断する。 (2) 委員の選出はあらかじめ年度末に通学区において行う。 通学区 加増野・横川・相玉(荒増、堀之内)・落合箕作・須原・宇土金・椎原・北湯ヶ野</p> <p>第25条 常任委員会は必要に応じて特別委員会を置くことができる。この委員会の委員は会長が委嘱し、委員長は各委員会委員の互選により選出する。</p> <p>第26条 運営委員会は会長、副会長、及び校長、書記、会計によって構成される。特別委員会が設置された時は、その委員長も運営委員会に入るものとする。</p> <p>第27条 会計監査委員会は2名で構成し、総会において推薦する。</p> <p>第28条 会計監査委員会を除く委員会の定足数は3分の2以上とし、決議は出席者の4分の3以上の賛成を要する。ただし、常任委員会の定足数は学校側2名、保護者8名、計10人以上とする。</p>	<p>の代表(各学年1名)によって構成し、必要に応じて会長が召集する。</p> <p>第22条 運営委員会の任務は次の通りとする。 (1) 各種専門委員会の連絡及びその事業計画の審議 (2) 総会に提出する予算決算及び報告書の作成 (3) 特別委員会の設置 (4) その他必要事項の処理</p> <p>第23条 運営委員会は緊急やむを得ない場合、次回総会まで議決を待つことができる。ただし、この場合は次回の総会で承認を得るものとする。</p>		
		<p>第11章 委員会の任務</p> <p>第29条 常任委員会の任務は下記の通りとする。ただし、緊急やむを得ない場合は次回総会までは決議権を持つことができる。この場合は次回総会において承認を得るものとする。 (1) 委員会の目的に応じ計画を立てる。 (2) 会計を補佐して、年度予算を作り財政に協力する。 (3) その他本会の目的達成のための諸行事の審議を行う。</p> <p>第30条 運営委員会は各種委員会との連絡を図り、PTAの運営に当たる。</p> <p>第31条 特別委員会は特定の目的を達成するもので、目的達成の後は解散する。</p> <p>第32条 会計監査委員会はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。</p>	<p>(専門委員会及び学年委員会)</p> <p>第24条 本会は次の専門委員会及び学年委員会を設ける。 (1) 教養向上委員会 (2) 生活指導委員会 (3) 施設厚生委員会 (4) 広報連絡委員会 (5) 学年委員会(1年・2年・3年)</p> <p>第25条 各専門委員会及び学年委員会の任務は次の通りとする。 (1) 教養向上委員会は成人教育の一環として会員相互の教養の向上を図る。 (2) 生活指導委員会は、校内外における生徒の生活指導及び健全育成に努める。 (3) 施設厚生委員会は教育施設の整備充実及び生徒の福祉厚生につとめる。 (4) 広報連絡委員会は機関誌の編集発刊にあたり活動の浸透に努める。 (5) 学年委員会は学年、学級懇談会等を開催し、学年学級間の調整を図る。</p> <p>第26条 教養向上委員・広報連絡委員は各学級より1名、学年委員は各学級より2名をもって構成し、生活指導委員・施設厚生委員は副支部長をもって構成する。</p> <p>第27条 専門委員会及び学年委員会には委員長1名、副委員長1名を置く。委員長は前年度候補者推薦委員会で推薦された候補者の中から総会で選出する。副委員長は各専門委員会及び学年委員会で互選し、会長が委嘱する。</p>		

下田市立下田中学校PTA会則案比較表

下田市立下田中学校PTA会則案	備考	稲梓中学校PTA会則	稲生沢中学校PTA会則	下田東中学校PTA規約	下田中学校 父母と教師の会規約
			第28条 専門委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。 (特別委員会) 第29条 本会には必要に応じ特別委員会を設けることができる。特別委員会の委員は会長が委嘱する。 第30条 特別委員会の事業計画は総会に諮るものとする。		
第7章 会計監査 (会計監査委員) 第15条 会計監査委員は、総会にて第5条第1項第1号に掲げる会員から2名を選出し、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。 2 会計監査委員は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。	第7章は、会計監査について、規定していません。 <b>【会計監査委員】</b> 現4中学校の規定を参考に会計監査委員2名を選出することなどを規定。				
第8章 会則の改正 (改正) 第16条 本会則の改正は総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。	第8章は、会則の改正について、規定していません。 <b>【改正】</b> 会則の改正は、現4中学校の規定を参考に規定。	第12章 規約の改正 第33条 本規約の改正は総会において、出席者の3分の2以上の賛成を得るものとする。			
第9章 簿冊及び印鑑 (簿冊及び印鑑) 第17条 本会に次に掲げる帳簿及び印鑑を備える。 (1) 会則綴 (2) 文書綴 (3) 役員及び委員名簿 (4) 会議録 (5) 会計簿 (6) 領収書綴 (7) 予算決算綴 (8) 出納簿 (9) 会長印	第9章は、簿冊及び印鑑について、規定していません。 <b>【簿冊及び印鑑】</b> 現中学校の規定を参考に、簿冊及び印鑑について規定。	第13章 簿冊及び印鑑 第34条 本会に下の帳簿及び印鑑を備える。 (1) 規約綴 (2) 文書綴 (3) 役員及び委員名簿 (4) 会議録 (5) 会計簿 (6) 領収書綴 (7) 予算決算綴 (8) 出納簿	(会計監査) 第31条 会計監査委員は総会で2名を選出する。 第32条 会計監査委員は会計を監査し、その結果を総会に報告する。		
附 則 この会則は、令和4年4月1日から施行する。	附則については、施行期日を規定し、新中学校開校日となる令和4年4月1日を設定。 <b>【注意事項】</b> ※新中学校PTA規則の承認については、2021年度までに、既存4校PTA総会にて承認を得る必要があります。 その前までに、既存4校PTAと協議調整していただき、細かな調整をしていただく必要があります。  ※PTA規則の他に、慶弔規定や部活動後援会会則等の内容も協議調整していただく必要があります。	第14章 実施期日 第35条 本規約は昭和33年4月1日より実施する。 昭和60年4月18日 改正 平成9年4月16日 改正 平成18年4月25日 改正	(附則) 第33条 本会則は総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。 第34条 本会則は昭和40年4月1日より実施する。 本会則は平成3年3月4日改正 本会則は平成8年3月6日改正 本会則は平成9年4月21日改正 本会則は平成17年4月22日改正 本会則は平成22年4月16日改正	第7章 雑則 第11条 本会に次の帳簿を備える。 1. 会員名簿 2. 議事録 3. 予算、決算書 4. 会計簿及び会費徴収簿 5. 関係書類つづり 第12条 本会の規約の改正は、運営委員会において審議し、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって行う。 第13条 この規約は昭和42年4月1日より施行する。 平成元年4月20日 一部改正 平成2年4月19日 一部改正 平成13年4月27日 一部改正 平成15年2月18日 一部改正 平成17年4月22日 一部改正 平成20年2月7日 一部改正	昭和22年10月13日 本会設立 昭和56年3月5日 改正 平成元年3月14日 改正 平成5年10月22日 改正 平成8年4月24日 改正 平成11年4月19日 改正 平成16年4月15日 改正 平成26年4月18日 改正 平成29年4月21日 改正